

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の概要

近年、携帯通信端末向けの電気通信役務の不正な利用が多様化・巧妙化していることに鑑み、当該電気通信役務を提供する事業者が契約締結時の本人確認等を行うべき役務に音声通信役務以外の電気通信役務を追加するとともに、特定の個人が同時に利用することができる携帯通信端末の数が一定数を超えることとなる場合に当該電気通信役務を提供する事業者が役務の提供を拒むことを可能にする等の措置を講ずる。

改正の概要

(1) 契約締結時の本人確認等の対象となる電気通信役務の範囲の拡大

役務提供契約の締結時における契約者の本人確認等の対象となる役務に、音声通信役務以外の電気通信役務(データ通信役務)を追加する。【題名、第1条～第3条関係】

※ これに伴い、法律の題名を「携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に改めるとともに、役務の名称を「携帯通信役務」、事業者の名称を「携帯通信事業者」に改める。

(2) 本邦内に住居を有しない外国人の本人確認を行う場合の規定の整備

携帯通信事業者が本邦内に住居を有しない外国人と役務提供契約を締結する場合の、住居に代わる事項(例:旅券番号)の確認による本人確認に関する規定を整備する。【第3条第1項関係】

(3) 警察署長による電気通信事業者に対する照会に係る規定の整備

警察署長が、一定の罪に当たる行為に利用された携帯通信役務に係る契約者の本人確認等を携帯通信事業者に求めることができる制度において、(1)によりデータ通信役務が対象となることに伴い、その求めのために必要があると認めるときは、関係事業者に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。【第8条第2項関係】

(4) 個人が同時に利用可能な携帯通信端末が一定数を超えることとなる場合の役務提供拒否に係る規定の整備

特定の個人が同時に利用することができる携帯通信端末の数が一定数を超えることとなる場合には、不正な利用のおそれが高いことを踏まえ、携帯通信事業者がその超えることとなる部分についての役務の提供を拒否することができることとする。【第11条第6号関係】

(5) 役務提供契約締結の任に当たっている者の権限又は地位の確認に係る規定の整備

携帯通信事業者に対して、役務提供契約締結の相手方と役務提供契約締結の任に当たっている自然人が異なる場合に、総務省令で定めるところにより、当該自然人の権限又は地位の確認を行うことを義務付ける。【第3条第2項、第3項関係】

(6) その他所要の改正を行う。